

警 察 署 協 議 会 会 議 録

名 称		大 阪 府 阿 倍 野 警 察 署 協 議 会
開催日時		令和 6 年 6 月 1 9 日（水） 午後 3 時から 午後 4 時までの間
開催場所		大阪府阿倍野警察署 5 階講堂
出席者	委 員	中嶋会長 家永副会長 西川委員 津田委員 磯野委員 杉野委員 石丸委員 奥田委員 中村委員
	警 察	署長 副署長 総務課長 留置管理課長 会計課長 生活安全課長 地域課長 刑事課長 交通課長 警備課長 刑事課長代理 広聴相談係長
議 事 概 要		1 会長挨拶 令和 6 年度第 1 回阿倍野警察署協議会を開催するに当たり、署長をはじめ、各課長の皆様におかれましては、公務御多用の中、御出席いただきましてありがとうございます。また、各委員の皆様におかれましても、業務御多用の中、御出席いただきましてありがとうございます。 本年 2 月に開催しました、令和 5 年度第 3 回警察署協議会では、阿倍野警察署、柔道特別訓練員の稽古の場に見学させていただき、署員の皆様の気迫のあふれる姿を拝見し、「安全・安心なまち阿倍野」を実現する阿倍野警察署の頼もしさを感じた次第であります。 この場をお借りしまして、日頃からの警察活動にお礼申し上げます。 さて、本協議会も、各委員の皆様から事前にいただきました警察行政等に関する「御意見・御要望」について、警察署幹部の皆様から御回答をいただけるとお聞きしております。 本日はよろしく願いいたします。 2 署長挨拶 本日は、公私とも御多忙の中、令和 6 年度第 1 回目の阿倍野警察署協議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。 また、平素から警察活動の各般に亘り、深い御理解と御協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。 今春の定期異動で、副署長をはじめ、11名の幹部職員が交代していま

すが、前任者同様、「安全・安心なまち阿倍野」の実現に向けて、最大限の努力をしていくという思いに変わりはありません。

本日の協議会では、事前に御意見、御要望を伺っておりますので、後ほど、担当者から説明させますが、その前に、本年の阿倍野区における大阪重点犯罪の分析結果と交通事故の発生状況及びその結果を踏まえた阿倍野警察署の取組状況について説明した上で、御意見、御要望を頂戴し、今後の警察活動に反映させていきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

3 議事

(1) 各課業務取組状況の報告

- ・ 犯罪発生状況
- ・ 交通事故発生状況

(2) 質疑応答

ア 自転車の通行マナーについて

【委員】

自転車の通行マナーの指導を阿倍野署としてどのような方法で行なっているのか。

【警察】

「私が住んでいる町では赤信号でも横断歩道を渡る人が沢山います」これは先日行われた交通安全コンクールで大阪市教育委員長賞を受賞したお子さんの作品の一文です。交通死亡事故死者数全国ワースト2年連続は必然的だと思いました。

16歳以上の自転車の交通違反に反則金の納付を通告できる交通反則切符制度の導入を柱として改正道交法が5月17日参院本会議で可決成立し、公布から2年以内に施行される予定となりましたが、切符を切られ反則金を納付したくないから交通ルールを守ると言えるかが正直心配です。

交通事故によりご家族を亡くされた方、重大な事故に遭われに後遺症に苦しまれる方がいらっしゃいます。ペナルティーによる意識改革と併せて自ら交通マナーを守れる意識付け出来る様な施策等考えていきたいと思います。

また、歩行者や自転車の運転者と自動車のドライバーはそもそも意思の疎通が出来ていません。交通事故を防止するためには、「かも知れない」など危険予測することが大切です。

【委員】

阿倍野区内の特定の道路での自転車通行方法について迷うところがある。会社等で共有したい。

議 事 概 要	【警察】 自転車の通行方法の講習については、交通総務係に依頼があれば、事例を交えて講習します。また、個別道路での通行方法が分からないことがあれば、都度、交通課に問い合わせてくだされば対応いたします。 イ 公道の私有物の放置 【委員】 公道に私有物を放置する店舗があり、交通の妨げとなっていると感じた場合の対処法を教えて欲しい。 【警察】 道路上に私有物を放置する行為は、物件放置違反となります。 道交法76条第3項(3月以下の懲役又は5万円以下の罰金) 何人も、交通の妨害となるよう方法で物件をみだりに道路に置いてはならない。 対処法としては、最寄りの交番、警察署に通報して下さい。道交法違反に抵触するようであれば現状復元させる指導警告を行います。指示に従わない場合もあると思われますが、警察、道路管理者と連携をとり、現状復元するよう指導を行います。指導警告に従わない悪質な場合は、事件化する場合も考えられます。 ウ 騒音車両の現状 【委員】 昔は暴走族が騒音をたてて走っていました。最近の状況と対策を教えてください 【警察】 暴走族とは、共同して危険行為等禁止違反を行う組織的な集団でしたが、現在は組織化された集団は少なく、SNSで集まるというケースが多く、たまたま暴走中の個々が自然に集団化して暴走するというケースが今の形です。 本部交通捜査課は暴走族集団の内偵捜査、採証活動を定期的に行っています。 暴走族の走行を認知すればパトカーによる追跡検挙活動を行います。無理な追跡は行わず、パトカーに搭載しているビデオカメラによる採証活動を行い、事後捜査としています。 当署においても、マフラーを改造し、爆音を響かせ走り回る暴走単車の取締りを行っています。これは、違法改造単車の排気音を測定し、規定以上の数値が出れば道路交通法違反として検挙します。当署においても「近接排気音測定器」を活用した取締りを強化しています。
---------	--